

チョットいいニュース

その89

2010年8月16日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ブラジル



8月14日付の日本経済新聞(日経)夕刊で、**ブラジルとチリの航空最大手が経営統合で合意**したことが報じられました。

経営統合への合意を発表したのは**ブラジル最大手の航空会社「TAM 航空」とチリ最大手の「LAN 航空」**で、持ち株会社の傘下に両社が入る形態をとる予定だそうです。統合後の新グループの名称は「**LATAM**」で、**旅客数は年間 4,600 万人**となり、**南米では最大、世界規模でも 11 位**の航空会社となる見込みだそうです。

また日経によると、南米では**中間層の所得向上**などで**航空需要が拡大**しており、2010年1~6月の旅客数は前年同期比16%増と大幅な伸びを示したそうです。

ブラジルをはじめ南米では、好調な経済を背景に航空機利用が増加しており、顧客獲得を巡る航空業界の競争は今後も勢いを増しそうです。

本資料に掲載されているリスク、費用、留意事項等を必ずご覧ください。

本資料をご覧いただく上での留意事項

● 投資信託のリスクについて

投資信託は、株式や債券といった値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資をする場合には、為替の変動により、損失を被ることがあります。従って、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

投資信託の基準価額の変動要因となるリスクの詳細は、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

● 投資信託の手数料等について

投資信託は、申込手数料、信託報酬、換金(解約)手数料、信託財産留保額等の手数料または費用がかかります。これらに加えて、信託事務等に要する諸費用(監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等)、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等がかかります。なお、その他の費用については、定時に見直される部分があり、また一部は売買条件等により異なるため、当該費用及び合計額(上限額等を含む)を表示することができません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「費用及び税金等」をご覧ください。また、申込手数料は、販売会社にご確認ください。

● その他の留意事項

分配原資が少額の場合や基準価額が下落した場合には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をよくお読みください。

<投資信託委託会社>

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 登録番号: 関東財務局長(金商)第 417 号

加入協会: (社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

取扱販売会社の照会先 <http://www.leggmason.co.jp>

電話 (03)5219-5943

●当資料は、説明資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したのですが、その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面及びここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。●当資料は情報提供を目的としてのみ作成されたもので、証券の売買の勧誘を目的としたものではありません。●投資信託は値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります)に投資しますので、組入証券の価格の下落や、組入証券の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、投資元金が割り込むことがあります。基準価額の変動要因となるリスクの詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。●投資資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様に帰属します。過去の運用実績は将来の運用成果等を保証するものではありません。●投資信託に係る申込手数料は販売会社にご確認ください。●投資信託の運用に係る信託報酬その他の費用等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「費用・税金」をご覧ください。●投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しいたしますので、必ず内容を十分ご確認のうえご自身で判断ください。●投資信託説明書(交付目論見書)は、取扱販売会社にご請求ください。